

東部水道事業所管内施設における作業心得

東部水道事業所管内の各施設(以下「場内」という。)は、大阪府下への飲料水及び工業用水供給の拠点であり、事故等の発生による施設の停止・減水は大阪府域一円へ多大の影響を与える。従って業務を実施する受注者は、事故発生を未然に防ぎ、各施設の運用に支障の生じる事のないよう業務を行わなければならない。

1. 場内への入退場

- (1) 作業員名簿に記載されていない者の入場は禁止する。
- (2) 入退場の方法は、施設管理担当者の指示する方法によること。
- (3) 場内での業務の時間は原則として午前9時00分から午後5時30分までとし、業務終了後は速やかに退場すること。

2. 業務関係者の名札の着用

場内等では常時、指定の名札を着用しなければならない。
なお、名札の書式については様式名札書式を参照すること。

3. 業務関係車両の場内への入場・通行

- (1) 業務関係車両は、指定された通路を利用すること。
- (2) 業務関係車両の駐車は、指定された場所にあること。
- (3) 場内での最高速度は20km/hとする。
- (4) 事前に届け出・承諾のない特殊自動車及び大型車両は入場できない。

4. 場内での衛生管理

- (1) 場内での用便は、別に指定する場合を除き場内の便所を使用すること。
便所は、常に清潔に保ち定期的に清掃すること。
- (2) 仮設建物、仮設便所及び業務関係現場は常に清潔にすること。なお、作業現場内で発生した不要資材・ゴミ(弁当の空き箱・ジュースの空き缶等)等は、その日の内に持ち帰り、場内のごみ箱には捨てないこと。
- (3) 水道企業団内施設の敷地内は、終日禁煙とする。

5. 作業現場の整理・整頓

- (1) 建物、作業現場、材料置き場等では整理・整頓を励行し、職員等の日常の巡視・点検等に支障のないようにすること。また、作業完了時は清掃を行うこと。
- (2) 場内への資機材の搬出入は迅速に行い、不要資機材は速やかに搬出し、本企業団の

業務に支障をきたさないようにすること。なお、運送会社等を利用して搬入を行う場合は、受注者にて受取れるよう手配しておくこと。（あて先には業務の名称、受注者名、業務責任者名等を明記すること）

(3) 洗剤、油類、有機溶剤、化学薬品等が漏洩・飛散した場合は速やかに施設管理担当者に連絡し、吸着剤等で処理すること。

6. その他厳守事項

(1) 作業を実施する場合は、作業に適する安全な服装で、必要となる保護帽、保護具等を着用して作業を行うこと。

(2) 場内では作業に関係ない場所・施設には立ち入らないこと。

(3) 作業に関係ない施設・機器には触れないこと。

(4) 場内では洗車をしないこと。

(5) 場内では業務以外で夜間宿泊しないこと。

(6) 所定の場所以外で洗剤、有機溶剤、化学薬品等が無断で使用しないこと。

名札様式

| | |
|--------------|---|
| 業務名称 | |
| 業務期間 | |
| 受注者名 | |
| 氏名 | |
| 施設管理 担当者名 | 印 |